

鬼北町国民健康保険被保険者証について

平成17年1月1日の合併により、国民健康保険被保険者証が新しくなりました。被保険者の方には、12月末に郵送にて更新を行っていますので、新しい保険証が届いているか確認してください。

なお、新しい保険証については、次のとおりとなっています。

①保険証はカード化されました。

これまでは、世帯に1枚の保険証でしたが、今回の更新より加入されている方それぞれに交付しています。保険証はカード化されていますので、もう一度ご確認くださいのと、紛失されないように管理してください。

②国民健康保険前期高齢受給者証は保険証と一体となっています。

これまでは、前期高齢受給者証を保険証とは

別に交付していましたが、今回の更新より保険証に明記されるようになっていきます。

医療機関では保険証のみの提示で受診できます。

③保険証の有効期限が変更されました。

これまで有効期限は、更新年度から翌々年度の3月31日まで(2年間)となっていました。今回の更新より、1年間(7月31日まで)となります。今年度にかぎり、1月1日から7月31日までの7ヶ月間の有効期限となっています。

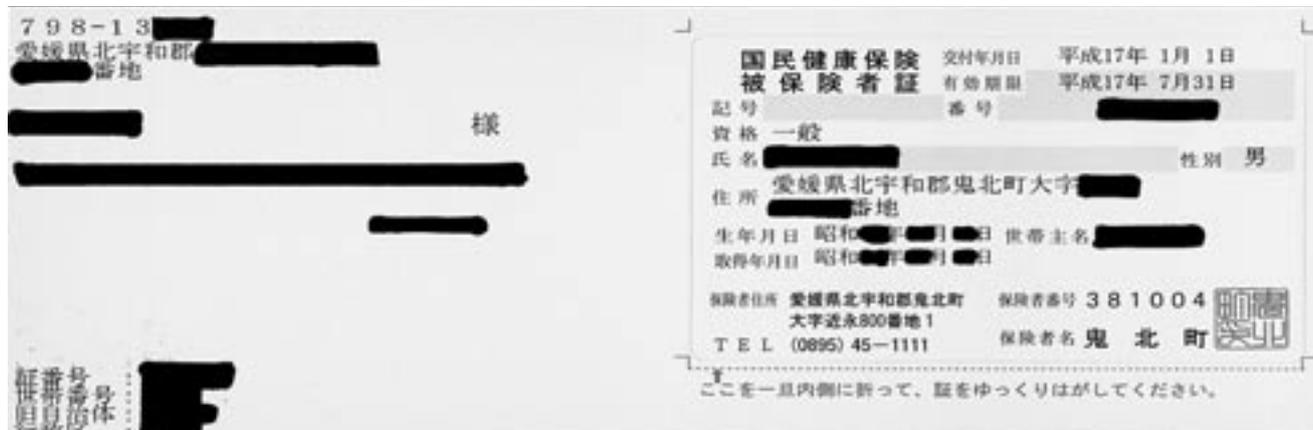
ただし、有効期限内で70歳の誕生日を迎えらる方は、誕生月の末日(1日が誕生日の方は前月末日)までとなっています。

更新の際にはお知らせします。

問合せ先：町民課保険年金係

☎ 45-1111 (内線 215・216)

新しい保険証 (一般被保険者分)



新しい保険証 (退職被保険者および前期高齢者分)

